

令和8年度版

廿日市市高齢者福祉サービス情報

廿 日 市 市

問合せ先一覧.....3

高齢者のことで相談したいとき

- 地域包括支援センター..... 4
- 基幹型地域包括支援センター..... 4
- 廿日市市五師士会 ヘルスサポートネット事業..... 4
- 相談まるごとサポートデスク..... 5
- はつかいち生活支援センター..... 5

高齢者の生活を支援します

- 配食サービス..... 6
- 廿日市市ファミリー・サポート・センター..... 6
- 家事援助サービス..... 6
- 見守りホットライン..... 7
- 家族介護用品の支給..... 7
- 成年後見制度利用支援事業..... 8
- 廿日市市成年後見利用促進センター..... 8
- 見守りの施設..... 8
- 車椅子の貸出し..... 8
- 福祉車両の貸出し..... 9
- 福祉サービス利用援助事業「かけはし」..... 9
- 重度認知症患者デイケア..... 10

介護予防のために

- 介護予防・日常生活支援総合事業..... 11
- 高齢者のつどい・サロン..... 14
- さろん阿品 軽度認知症の方がゆっくりと過ごす集い..... 14

健康づくりのために

- 健康相談..... 15
- 栄養相談..... 15
- 交流ウォーキング（健康はつかいち21）..... 15

介護者を支援します

- 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業..... 16
- はつかいち見守り安心ネットワーク事業..... 16
- 見守りシール交付事業..... 17
- 位置探索用端末機貸与事業..... 17
- 認知症の人と家族の会..... 17
- 家族介助者の会「リフレッシュクラブ」..... 18
- 高齢者のお困りごと相談会..... 18

施設入所について

- 養護老人ホーム…………… 1 9
- ケアハウス（軽費老人ホーム）…………… 2 0
- 有料老人ホーム…………… 2 0
- サービス付き高齢者向け住宅…………… 2 1

認知症情報

- 認知症電話相談…………… 2 2
- 広島県若年性認知症サポートルーム…………… 2 2
- オレンジアドバイザー…………… 2 2
- 認知症地域支援推進員…………… 2 3
- 認知症初期集中支援チーム…………… 2 3
- 認知症カフェ…………… 2 3
- 認知症サポート企業等…………… 2 5
- 本人ミーティング「すずらんの会」…………… 2 5
- 認知症家族介護教室…………… 2 5
- 認知症サポーターよりそい支援事業…………… 2 5
- 廿日市市内のオレンジドクターのいる医療機関名及び
認知症について相談できる医療機関名…………… 2 6
- 広島県西部認知症疾患医療センター…………… 2 7

予防接種情報

- 定期予防接種…………… 2 8

その他の高齢者向け情報

- 高齢者運転免許自主返納支援制度…………… 3 1
- 迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業…………… 3 1
- ふれあい収集…………… 3 2
- はつかいちつながるネット（はつネット）…………… 3 3

問合せ先一覧

- 廿日市市
 - (山崎本社 みんなのあいプラザ 3階)
 - 高齢介護課窓口(要介護認定・給付業務)
TEL (0829) 30-9157
 - 高齢介護課 高齢者支援係
TEL (0829) 30-9167
 - 健康推進課
TEL (0829) 20-1610
 - 地域共生社会推進室
TEL (0829) 30-9185
 - (廿日市市役所 1階)
 - 人権・市民生活課 市民生活係
TEL (0829) 30-9147
 - 循環型社会推進課 資源循環推進係
TEL (0829) 30-9133
- 各支所
 - 佐伯支所 市民生活・福祉係
TEL (0829) 72-1124
 - 吉和支所 市民生活・福祉係
TEL (0829) 77-2113
 - 大野支所 健康福祉係
TEL (0829) 30-1006
TEL (0829) 30-3309
 - 宮島支所 市民福祉係
TEL (0829) 44-2001
- 地域包括支援センター
 - 地域包括支援センターはつかいち西部(学研廿日市市多世代サポートセンター 2階)
TEL (0829) 30-9066
TEL (0829) 30-9026 ※基幹型地域包括支援センター
 - 地域包括支援センターはつかいち中部
TEL (0829) 20-4580
 - 地域包括支援センターはつかいち東部(山崎本社 みんなのあいプラザ 3階)
TEL (0829) 30-9158
 - 地域包括支援センターさいき
TEL (0829) 72-2828
 - 地域包括支援センターおおの
TEL (0829) 50-0251
- 社会福祉協議会
 - 廿日市市社会福祉協議会地域福祉課、生活支援課(廿日市事務所)
TEL (0829) 20-0294
 - 廿日市市社会福祉協議会佐伯事務所
TEL (0829) 72-0868
 - 廿日市市社会福祉協議会吉和事務所
TEL (0829) 77-2883
 - 廿日市市社会福祉協議会大野事務所
TEL (0829) 55-3294
 - 廿日市市社会福祉協議会宮島事務所
TEL (0829) 44-2785
- 特定非営利活動法人廿日市市五師士会(学研廿日市市多世代サポートセンター 2階)
TEL (0829) 30-9023

高齢者のことで相談したいとき

ちいきほうかつしえん

● 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、「安心して暮らし続けられるまちづくり」をめざして、介護サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護などさまざまなサービスを包括的・継続的に提供し、高齢者の生活を支える総合機関です。

＜対象者＞

高齢者とその家族等

＜サービス内容＞

介護・福祉・医療・虐待・認知症・成年後見制度など、さまざまな高齢者の心配ごとや悩みごとの相談に応じます。

＜相談料＞ 無料

＜相談・問合先＞

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当圏域(小学校区等)
地域包括支援センターはつかいち西部	廿日市市地御前一丁目3-28 (学研廿日市市多世代サポートセンター2階)	TEL(0829)30-9066 FAX(0829)30-9067	地御前、阿品、阿品台
地域包括支援センターはつかいち中部	廿日市市宮内4286-1	TEL(0829)20-4580 FAX(0829)20-4590	宮内、金剛寺、串戸、宮園、四季が丘
地域包括支援センターはつかいち東部	廿日市市新宮一丁目13-1 (山崎本社 みんなのあいプラザ 3階)	TEL(0829)30-9158 FAX(0829)20-1611	佐方、廿日市、平良、原
地域包括支援センターさいき	廿日市市津田1989 (佐伯支所内)	TEL(0829)72-2828 FAX(0829)72-0415	佐伯、吉和
地域包括支援センターおおの	廿日市市大野一丁目1-1 (大野支所内)	TEL(0829)50-0251 FAX(0829)55-1307	大野、宮島

また、吉和・宮島地域には地域包括支援センターへつなぐための相談窓口を設置しています。

地域	設置先	所在地	電話番号
吉和	吉和支所 市民生活・福祉係	吉和1886-1	(0829)77-2113
宮島	社会福祉法人いもせ聚楽会宮島事務所	宮島町960-2(宮島福祉センター内)	(0829)44-0250

きかんがたちちいきほうかつしえん

● 基幹型地域包括支援センター

〔地域包括支援センターはつかいち西部：TEL(0829)30-9026〕

令和7年度から地域包括支援センターはつかいち西部に基幹型センターの機能を設置しています。

《主な業務》

- ①廿日市市には5つの地域包括支援センターがあります。その5つの包括の総合調整や後方支援をしています。
- ②認知症施策推進事業として、主に「認知症家族介護教室」や「本人ミーティング（すずらの会）」、「高齢者のお困りごと相談会」を地域で実施しています。
- ③在宅医療・介護連携推進事業として、専門職の相談窓口を設置しています。

● はつかいちしごししかい じぎょう
廿日市市五師士会 ヘルスサポートネット事業
《ちょっとひと息 医療とふくしの相談室》

五師士会の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、リハビリ士（※1）、福祉士（※2）、栄養士、介護支援専門員などの専門職や地域包括支援センターの職員が健康や福祉についてのミニ講座を行い、相談に応じます。

※1 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ※2 社会福祉士、精神保健福祉士

<問合せ先>

- ・各地域包括支援センター
- ・特定非営利活動法人廿日市市五師士会（0829）30-9023



● そうだん
相談まるごとサポートデスク

どこに相談したらいいかわからない、だれにも相談できずに悩んでいる、などの相談内容を聞き、必要な相談機関や関係部署と一緒に解決に向けた支援を行います。

<問合せ先>

- ・相談まるごとサポートデスク
廿日市市新宮一丁目13-1（山崎本社 みんなのあいプラザ 3階）
（0829）20-5175

● せいかつしえん
はつかいち生活支援センター（自立相談支援機関）

専門の相談員が一人一人の話を聞き、生活上の問題や悩みを乗り越えるためにはどのような支援が必要かを一緒に考え、就労や制度の利用などによって自立した生活が送れるように応援する機関です。

<対象者>

原則廿日市市に住んでおり、経済的な問題で困っている人、もしくは将来的に困るかもしれない人
※相談は本人でなくてもかまいません。

<問合せ先>

- ・はつかいち支援センター
廿日市市新宮一丁目13-1（山崎本社 みんなのあいプラザ 3階）
（0829）20-4080

高齢者の生活を支援します

● ^{はいしょく}配食サービス（佐伯・吉和・宮島地域）

要アセスメント

心身の障がいや傷病等の理由により食事の調理が困難な高齢者等の家庭に訪問し、栄養バランスのとれた食事を手渡しすることに併せて、安否の確認をします。

<対象者>

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、もしくはこれに準ずる世帯に属する高齢者で、心身の障がい及び傷病等の理由により買物や食事の調理が困難な人で見守りが必要な人（サービスを使うには、対象者からの申請に基づく審査があります。）

<サービス内容>

定期的(週1～3回程度)に、居宅に訪問して夕食（宮島地域は昼食）を配食するとともに、利用者の安否確認を行い、健康状態に異常があった場合には関係機関に連絡します。（食材費等の実費負担が必要です。）

<相談・申込先>

・各地域包括支援センター又は各支所（P3参照）

● ^{はつかいちし}廿日市市ファミリー・サポート・センター

育児・家事などの援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が、相互援助を行う会員組織（有償ボランティア）です。

<対象者> 廿日市市内に在住・在勤の人（事前に会員登録が必要です。）

<サービス内容> 掃除、洗濯等の家事援助、見守りなど

<利用料> 1時間当たり700円、その他必要経費

<相談・申込先>

・社会福祉協議会各事務所（P3参照）

● ^{かじえんじょ}家事援助サービス

掃除、洗濯、お買い物等日常生活でお困りの事の援助を請け負います。

<対象者>

廿日市市内に在住の人または作業場所が廿日市市内にある人

<内容>

トイレ掃除・お風呂掃除・洗濯・網戸張替・ふすま張替・障子張替
季節の洋服の入替・お買い物・食事作り等
まずはご相談ください。

<利用料>

有料（内容によって異なります。下記にお問合せください）

<相談・申込先>

・廿日市市シルバー人材センター（0829）20-1468
・廿日市市シルバー人材センター大野支所（0829）54-0224
・NPO法人ほっと吉和（吉和地域のみ）（0829）77-2772

● みまも 見守りホットライン

ひとり暮らしの高齢者等の安全を確保するシステムです。緊急時に緊急通報装置やペンダントなどのボタンを押すと電話回線を利用して、自動的に「あんしんセンター」につながり、必要に応じて相談員が消防署や協力員等に連絡します。

<対象者>

対象要件		
世帯 年齢	ひとり暮らしの世帯	高齢者のみの世帯 (世帯全員が65歳以上)
75歳以上	何らかの疾患を有する人	75歳以上の高齢者一人以上が何らかの疾患を有する場合
65～74歳	心臓病または脳血管の疾患を有する人	一人が心臓病または脳血管の疾患を有し、他の世帯員が何らかの疾患を有する場合
18歳以上	身体障害者手帳の所持者で、重度身体障害者等	

<サービス内容>

- ・ 電話回線を利用して通報する機器を貸与します。
- ・ 24時間相談対応
- ・ 月に1回のお伺い電話による見守り

<月額利用料>半年毎(4月と10月)の口座引き落とし

対象者	月額利用料	利用料に含まれるもの	利用料に含まれないもの
生活保護世帯	0円	設置・撤去手数料	利用者の故意・過失による修理代等
市民税非課税世帯	1,210円	保守点検料	
市民税課税世帯	1,210円	サービス料	

<相談・申込先>

- ・ 各地域包括支援センター(P3参照)

● かぞくかいごようひん しきゅう 家族介護用品の支給

介護用品(紙おむつ、尿取りパットなど)を支給します。

<対象者>

要介護認定4・5の人と同居(世帯分離含む)し、在宅で介護している人
(ただし、住民票上同じ住所にお住まいの方全員が市民税非課税の場合に限ります。)

<サービス内容>

定期的(月1回)に指定された介護用品(紙おむつ、尿取りパットなど)を居宅にお届けします。
(月額6,250円を上限に支給)

<相談・申込先>

- ・ 高齢介護課高齢者支援係又は各支所(P3参照)

● 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない高齢者に代わって財産管理などを行う、成年後見人等選任の申立てに関する支援や利用後の成年後見人などへの報酬の助成を行います。

<対象者>

市内に住所を有し、親族などの身寄りのない重度の認知症高齢者：市長申立て
成年後見制度を利用する生活保護受給者等の成年後見人等に対する報酬費用を負担することが困難と認められる人：報酬の助成

<サービス内容>

家庭裁判所への成年後見人等の市長申立て、成年後見人等への報酬の助成

<助成費>

家庭裁判所が定める報酬額の全部又は一部を次の上限額の範囲内で助成します。

成年後見人等への報酬 上限額：（在宅）28,000円／月 （施設）18,000円／月

<相談先>

- ・各地域包括支援センター（P3参照）

● 廿日市市成年後見利用促進センター

成年後見制度に関する講演会や専門相談会を行います。また、成年後見制度の利用や手続きについて相談に応じます。

<相談先>

- ・廿日市市成年後見利用促進センター（廿日市市社会福祉協議会）
（0829）20-5176 （山崎本社 みんなのあいプラザ 1階）

● 見守りの施設

吉和地域には、ひとり暮らし高齢者等が夜間など不安なときに利用できる施設があります。

<対象者> 吉和地域にお住まいの人

<利用時間> 17:00～翌朝8:30

<利用料> 利用料2,000円、夕食代400円、朝食代300円

<相談・申込先>

- ・NPO法人ほっと吉和（吉和地域のみ）（0829）77-2772

● 車椅子の貸出し

短期間（原則1か月以内）車椅子をお貸しします。

<対象者> 短期間、一時的に車椅子を必要とする人

<利用料> 無料

<相談・申込先>

- ・廿日市市社会福祉協議会各事務所（P3参照）



● ^{ふくし}福祉車 ^{りょう}両の貸出し

身体に障がいがあり、車椅子を利用される人で、移動手段にお困りの際に、福祉車両の貸出しを行います。

＜対象者＞ 身体に障がいがあり、車椅子を利用しているため、移動手段にお困りの人

＜サービス内容＞ 福祉車両の貸出し

＜利用料＞ 燃料費等は実費

＜相談・申込先＞

・ 廿日市市社会福祉協議会各事務所（P 3 参照）

● ^{ふくし}福祉サービス利用援助事業「かけはし」

一人で物ごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援します。

＜対象者＞

認知症や心身の障がいなどによって、自分一人で福祉サービスの利用などを決めることに不安がある人や、日々の暮らしに必要なお金の出し入れに困っている人など

＜サービス内容＞

①福祉サービスを利用するときの援助（サービスの情報提供、利用手続き援助、代行）

②日常的な金銭管理の援助（生活費の預貯金の払い戻しや各種料金の支払い援助）

③通帳などの預かり援助（通帳や権利証などの重要なものの預かり）

＜利用料＞

①、②の援助＝1, 500円／回（1. 5時間程度）

③の援助＝2, 000円／月

生活保護世帯①、②の援助＝無料、③の援助＝1, 500円

※サービス提供のために必要な実費については、本人負担になります。

契約を結ぶまでの相談は無料です。

＜相談・申込先＞

・ 廿日市市社会福祉協議会各事務所（P 3 参照）

認知症の人が医師の指導のもとで健康管理を行いながら、心身機能の維持・回復を目指して、運動・リハビリ・レクリエーションなどを行います。精神的にも安定した時間を過ごし、生活リズムをつける努力をして、家族の介護負担の軽減や家庭生活の適応につながる活動を行います。

＜対象者＞ 医師の診断により、認知症症状があると認められた人

＜実施場所等＞ あまのクリニック（廿日市市串戸五丁目１－３７）

９：３０～１５：３０ 月・火・水・木・金・土曜日（日祝は除く）

＜サービス内容＞

運動・ゲーム・手芸・工作・季節行事・食事・入浴など日常生活の援助

＜利用料＞

１回１，１００円程度（１割負担の場合）（送迎、昼食、おやつ代を含む）

※入浴は別途相談（実費負担）

* 次の人は医療費が無料又は減額になります。

①「被爆者健康手帳」を持っている人

②「重度障害者医療受給者証」を持っている人

③「自立支援医療費制度」の申請をした人

④「生活保護受給者」の人

＜送迎範囲＞

あまのクリニック：廿日市市（佐伯・大野地域の一部、吉和・宮島地域は除く）

＜相談・申込先＞

・医療法人ハートフル あまのクリニック（0829）31-5151

介護予防のために

かいご ぼう にちじょうせいかつし えんそうごうじぎょう

● 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上のすべての人の介護予防を目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」では、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスを利用できます。

次のように感じることはありませんか？

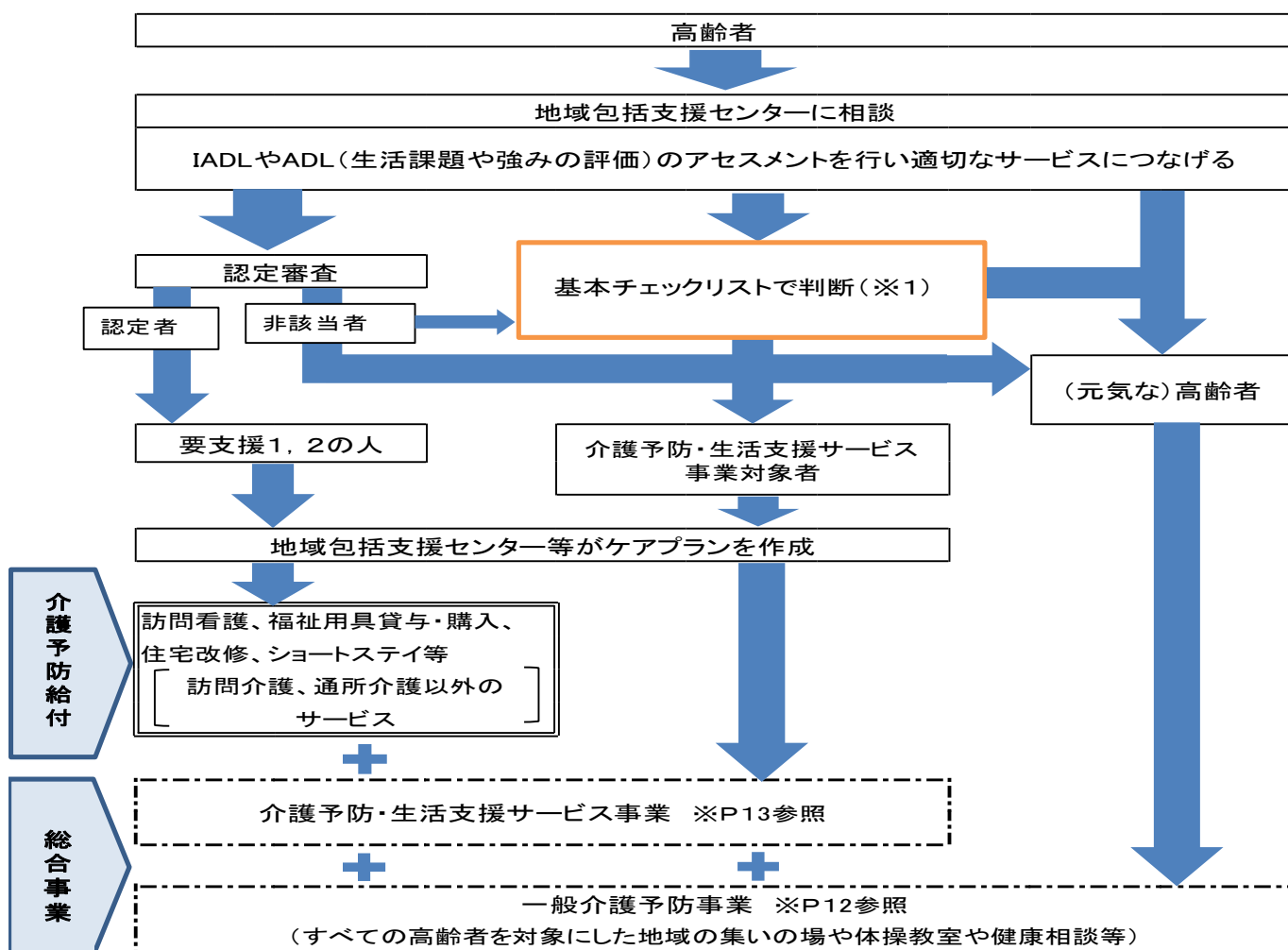
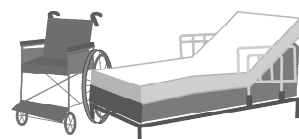
からだを動かすのがおっくうになってきた・・・



いくつになっても若々しく元気でいたい・・・



少しの生活支援があれば、家で過ごせるのに・・・



※1 基本チェックリストとは

生活機能をチェックすることができる質問票です。「生活」「運動」「栄養」「口腔」「外出」「認知」「心の健康」など、25項目の質問で構成されています。

いっばんかいごよほうじぎょう
〈一般介護予防事業〉

高齢者が参加しやすい介護予防教室や講演会等を実施する**介護予防普及啓発事業**と介護予防のリーダーを養成する**地域介護予防支援事業**があります。

一般介護予防事業を利用してこころもからだも若返りましょう。

〈対象者・サービスの内容〉

	介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業
対象者	・市内に居住するおおむね65歳以上の人。 (医師から運動制限を受けていない人など教室等によって条件があります)	・高齢者の健康づくりに関心があり、活動ができる人。 ・介護予防リーダーとして地域で活動できる人。
サービス内容	〈リエイブルメント教室〉 内容:「リエイブルメント」とは、「再びできるようになる」ことです。やりたいこと・なりたい自分になるために専門職(健康運動指導士等)の助言を得ながら、自分の目標に向けて取り組む教室です。(※介護保険で要介護1～5の判定を受けている人は対象外) 教室:12回(3ヶ月) 参加費:1回150円ずつ徴収します。 定員:20人(定員を超えた場合は抽選) 〈まめで元気な体操教室〉佐伯地域 フレイルや認知症予防のための講座や、転倒防止のための筋力アップ運動等を行っています。 〈体若返り教室ハートビクス〉宮島地域 月に1回体操等を行っています。 〈介護予防教室〉吉和地域 筋力低下予防、認知症予防を目的としたゆっくり体を動かす教室です。 〈健康相談・その他健康教室等〉 各地域で、健康に役立つ講座などを実施しています。 〈老人クラブ委託事業〉 高齢者の健康づくりのために、地域で介護予防健康教室を実施しています。 〈いきいき健康体操〉 場所:廿日市市多世代サポートセンター3階 多目的ホール 時間:13:30～15:00 (開場13:20) 開催日:広報はつかいちに掲載	〈健康づくり応援団〉 講座や実技を通して、身体機能や高齢者に向けた指導方法等を学びます。修了生を対象にフォローアップ研修も実施し、地域で多くの方が活躍中です。 養成研修定員15名〈全16回〉 フォローアップ研修〈年4回〉 〈廿らっプラチナボランティア〉 65歳以上の高齢者で介護施設でのボランティア活動、廿らっサロンや、いきいき百歳体操での世話人活動、地域の見守り活動、健康づくり応援団やウオーキングリーダーとしての介護予防普及活動、食生活改善推進員としての食生活改善推進・食育活動、認知症カフェで、認知症の人の補助活動を3ヶ月以上実施している方を対象に廿らっプラチナボランティアとして申請登録し、活動に応じてポイントが付与され、年間5000円を上限に支給します。なお、ボランティア活動の実績がない方には地域活動デビュー講座の受講をお願いしています。 〈はつポ〉 スマートフォンを活用して、散歩、脳トレ、食事の記録、廿らっプラチナボランティア活動や百歳体操などの参加を通してポイント(はつポ)を貯めることができます。  〈高齢者サロン補助事業〉 地域の高齢者の通いの場づくりに取り組む団体に対してサロンの運営費の一部を補助しています。 〈いきいき百歳体操〉 高知市が開発したおもりを使った体操で、体力づくりはもちろん、体操を通じて地域とのつながりや新たな交流の場が生まれています。 
利用料	教室によって参加費が違います。	原則、無料

〈問合せ先〉（P3参照）

いきいき百歳体操、リエイブルメント教室：地域包括支援センター、高齢介護課高齢者支援係
健康づくり応援団：地域共生社会推進室
健康相談、その他健康教室：地域共生社会推進室、各支所
老人クラブ委託事業：老人クラブ連合会（0829-31-5777）火・木 10時～16時
甘らっプラチナボランティア、はつぽ、高齢者サロン補助事業：高齢介護課高齢者支援係



〈介護予防・生活支援サービス事業〉

〈問合せ先〉（P3参照） 高齢介護課高齢者支援係

要介護認定で要支援1・2の判定を受けた人と生活機能低下が認められた人（事業対象者）が利用できるサービスです。

訪問型サービス

○ホームヘルプサービス

自立した生活を営むことができるよう、ホームヘルパー等が洗濯、掃除などの日常生活上の支援を行います。

訪問介護員が行う身体介護を伴う生活援助のサービスに加え、生活支援員が行う生活援助のみのサービスがあります。

○住民主体型助け合いサービス

有償ボランティアが訪問での日常会話、庭掃除、ごみの片付け、電球の交換等の日常生活援助を行います。

○短期集中型訪問サービス

期間（3ヶ月のうちに12回）を設定してリハビリ専門職、管理栄養士が対象者の自宅に訪問し、機能改善や生活の自立をめざした支援を短期・集中的に行います。その後、支援に携わった専門職が自宅に訪問し、状態の確認やセルフマネジメント能力の向上に向けた支援を行います。

○訪問型移動支援サービス

介護予防を目的とした地域の通いの場や認知症カフェ等に参加したい高齢者のうち、身体的、住環境または交通環境等が要因で、個人での移動が困難な人への移動支援を行います。

通所型サービス

○デイサービス

通所介護施設などで機能訓練をはじめとした支援を行います。

○住民主体型通いの場サービス（甘らっサロン）

住民運営の通いの場です。週に1回体操やレクリエーションなどを楽しみながら介護予防ができます。

○短期集中型通所サービス

期間（3ヶ月のうちに12回）を設定した教室の中で、リハビリ専門職等が機能改善や生活の自立をめざした支援を集中的に行います。

● ^{こうれいしゃ}高齢者のつどい・サロン

高齢者や地域のボランティアが市民センターや集会所などで集い、和やかな雰囲気の中、レクリエーションや会話を楽しんでいます。（原則、送迎はありません）

＜相談・申込先＞

・ 廿日市市社会福祉協議会各事務所（P 3 参照）

● ^{あじな} ^{けいどにんちしょう} ^{かた} ^す ^{つど} さん阿品～軽度認知症の方がゆっくりと過ごす集い～

認知症について勉強したボランティアで行っている少人数（定員 8 人）の集いです。

＜対象者＞ 介護保険の認定を受けてない人、または、利用開始時に要支援 1 の人

＜サービス内容＞ 閉じこもりがちな人、軽度の認知症がある人、また大人数の集いが苦手な人などに参加していただき、利用者一人一人の希望に添ってプログラムを行います。

＜実施場所＞ 廿日市高齢者ケアセンター

＜実施日＞ 毎週火曜日 10:00～13:30

＜利用料＞ 1,000円/回

＜送迎体制＞ 車での送迎を行います。（廿日市地域のみ）

＜定休日＞ 祝日、お盆、年末年始

＜相談・申込先＞ 認知症になっても安らぎのある廿日市市をつくる市民の会

（窓口：廿日市高齢者ケアセンター）（0829）36-2552



健康づくりのために

けんこうそうだん

● 健康相談

地域で行われているサロンや通いの場で、ヘルスチェック（体重や血圧測定など）や健康相談を行っています。

<相談・申込先>

- ・地域共生社会推進室又は各支所（P 3 参照）

えいようそうだん

● 栄養相談

体重減少があるなどフレイルの心配がある75歳以上の方に対して、栄養士が栄養相談を行っています。

<相談・申込先>

- ・地域共生社会推進室又は各支所（P 3 参照）

こうりゅう

● 交流ウォーキング（健康はつかいち 2 1）

市内の様々なコースを参加者みんなで歩く交流ウォーキング等を行っています。（日程は市ホームページやチラシをご覧ください）。

<相談・申込先>

- ・地域共生社会推進室又は各支所（P 3 参照）

介護者を支援します

● 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

研修を受けた「やすらぎ支援員」が居宅を訪問し、認知症の高齢者の見守りや話し相手を行います。

<対象者>

原則、65歳以上の認知症高齢者（40歳以上の若年期認知症を含む）とその家族介護者。

<サービス内容>

見守りや話し相手。やすらぎ支援員2人で訪問します。月曜から土曜日の9時から17時までの間で、1日2時間以内で月4回まで利用可能です。

<利用料>

100円／30分

<相談・申込先>

- ・ 高齢介護課高齢者支援係（P3参照）
- ・ 各地域包括支援センター（P3参照）
- ・ 廿日市・大野・宮島地域

認知症になっても安らぎのある廿日市市をつくる市民の会
（窓口：廿日市高齢者ケアセンター）（0829）36-2552

- ・ 佐伯・吉和地域

社会福祉法人 友和の里（0829）74-2157



● はつかいち見守り安心ネットワーク事業

（1）はつかいち見守り安心ネットワーク

認知症等で外出したまま行方不明となった高齢者等を、警察署及び市社会福祉協議会が窓口となり、公共機関やタクシー会社、医院、薬局、ボランティアなどの協力機関ネットワークへのFAXや防災無線、FMはつかいち等で一斉に搜索し、早期発見、保護するシステムです。

<対象者>

認知症・心身の障がいなどにより外出したまま行方不明になる恐れのある高齢者・心身障がい者（在宅・施設入所者を問いません）とその家族介護者。

<サービス内容>

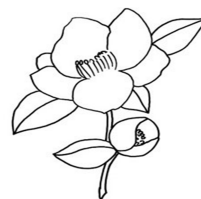
- ・ 事前登録していただき、行方不明時に一斉に搜索
- ・ 発見時に必要なケアの助言

<利用料>

無料

<相談・申込先>

- ・ 廿日市市社会福祉協議会各事務所（P3参照）



申込みはこちらから→



(2) ^{みまも}見守りシール^{こうふじぎょう}交付事業

認知症により外出したまま行方不明になった高齢者の早期発見のため、見守りシールを交付します。

<対象者>

認知症・心身の障がいなどにより外出したまま行方不明になる恐れのある高齢者・心身障がい者とその家族介護者。

<サービス内容>

見守りシール（QRコードラベル）を活用したシステムの紹介、交付

<利用料>

見守りシールの交付にかかる費用は、申請者1人につき50枚まで無料。

<相談・申込先>

廿日市市社会福祉協議会内各事務所（P3参照）

(3) ^い位置探索用^{ちたんさくよう}端末機^{たんまつきたいよじぎょう}貸与事業

認知症により外出したまま行方不明になった高齢者の早期発見のため、位置探索用端末機の貸出しをします。

<対象者>

在宅の65歳以上の認知症高齢者（40歳以上の若年期認知症を含む）で外出したまま行方不明になる恐れのある人とその家族介護者。

<サービス内容>

- ・ 端末機の試用（短期間）、紹介
- ・ 行方不明時に、位置検索システムによる位置情報の提供

<利用料>

端末機は、貸出し（月額500円（税抜）。生活保護世帯は無料。）

位置検索システムによる位置情報の提供

<相談・申込先>

- ・ 廿日市市社会福祉協議会各事務所（P3参照）

● ^{にんちしょう}認知症^{ひと}の人と^{かぞく}家族^{かい}の会

認知症のある人の在宅介護に悩んでいる人の相談にのります。

<対象者>

認知症の介護について相談がある人、困っている人。

<サービス内容>

廿日市市認知症の人と家族の会による、認知症のある人の在宅介護の相談

日時：毎月第1火曜日 13:30～15:30 地御前市民センター

毎月第4火曜日 13:00～16:00 大野支所3階

<相談・申込先>

- ・ 廿日市市社会福祉協議会地域福祉課 (P3参照)
- ・ 廿日市市社会福祉協議会大野事務所 (P3参照)

● ^{かぞくかいじょしゃ} ^{かい} 家族介助者の会「リフレッシュクラブ」

心身のリフレッシュをすることを目的に日頃の悩みや心配ごとなど、介護者同士で話をしたり、介護経験者の体験談を聞いたり、気分転換に外出したりしています。
介護の悩みを相談できたり、仲間づくりにもなる交流の場としてご利用ください。

<対象者>

佐伯地域の認知症や身体介護をしている家族介護者と介護経験者

<サービス内容>

歓談・お食事会・日帰り旅行等（介護や世間話など気軽に話し合う場になっています。）

日時：毎月第1月曜日（原則） 10：00～12：00

社会福祉協議会佐伯事務所れすとはうす花かご

毎月第3木曜日（原則） 14：00～16：00

友和の里コミュニティハウス

<利用料> 実費（お弁当代やお茶・お菓子代など）

<相談先> リフレッシュクラブ事務局 080-6337-9680

● ^{こうれいしゃ} ^{こま} ^{そうだんかい} 高齢者のお困りごと相談会

「もの忘れが増えてきた」「将来入れる施設はどんな所があるのか？」「お金の管理が心配」など、高齢の方々の生活で浮上する困りごとや心配ごとに対しての相談を受けつけます。

<対象者> 高齢者とその家族等

<サービス内容>

介護や健康のこと等、様々な高齢の方々に関する相談に応じます。

日時：広報はつかいち及び市ホームページに掲載

<利用料> 無料

<相談・申込先>

・各地域包括支援センター （P3参照）



施設入所について

ようごろうじん

● 養護老人ホーム

市の措置により、居宅で生活することが困難な高齢者が入所し、養護を受ける施設です。

<対象者>

原則として、ほとんどの日常生活を送ることができる自立した65歳以上で、次の1及び2の両方に該当する人。

1 環境上の理由（次のすべてに該当すること）

- ・入院加療を要する状態でない。
- ・家族などとの同居の継続が困難であったり、住むところがない、住まいがあっても極めて環境が悪いなど、現在の環境では在宅での生活が困難である。

2 経済上の理由（次のいずれか一つに該当すること）

- ・本人の属する世帯が生活保護を受けている
- ・本人及び本人の生計を維持している人が、市町村民税の所得割を課されていない（ただし、同一世帯とみなすことが高齢者の福祉を著しく阻害すると認められるときは同一世帯にならないものとみなして扱うことができる）

<費用負担>

入所者：年金などの前年の収入から税金、社会保険料などの必要経費を引いた金額により負担月額を定めます。（0円～200,000円程度）

主たる扶養義務者：入所者本人が費用を負担する場合であっても、その負担額が措置費支弁額に満たないときは、その差額の範囲内で、前年の所得税等の額に応じて費用を負担することになります。（月額0円～200,000円程度）

<廿日市市・近隣の事業所一覧>

施設名	住 所	電話	併設施設
さいきせせらぎ園	廿日市市津田854	(0829)72-2700	特養・ケアハウス
楽々園 k i s u i	広島市佐伯区楽々園五丁目15-22	(082)922-2555	特養
大竹市養護老人ホームゆうあいの里	大竹市玖波四丁目7-1	(0827)57-5118	

※ 他地域の施設については下記へお問い合わせください。

※ 特養…特別養護老人ホーム

<相談・申込先>

- ・廿日市市役所 高齢介護課高齢者支援係又は各支所（P3参照）
- ・各地域包括支援センター（P3参照）

● ケアハウス（けいひろうじん軽費老人ホーム）

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料
金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設です。

＜対象者＞

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活する
には不安があり、家族による援助が困難な人。

＜費用負担＞

前年分の収入に応じた負担になります。

この他に、居室で使用する光熱水費及び各施設で決められた管理費が必要です。

＜廿日市市内の事業所一覧＞

施設名	住 所	電 話	定員	併設施設
インマヌエルホーム	廿日市市地御前299-3	(0829)39-1141	30	デイサービス
さ さ え	廿日市市阿品四丁目51-32	(0829)36-2225	30	特養
さいきせせらぎ園	廿日市市津田854	(0829)72-2700	15	特養・養護
まごころ半明原	廿日市市原481-1	(0829)39-1113	30	デイサービス

＜相談・申込先＞ 直接、各施設へ申し込んでください。

● かいごつきゆうりょうろうじん介護付有料老人ホーム

本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担の施設です。

＜入居年齢＞おおむね60歳以上の人

＜廿日市市内の有料老人ホーム＞

施設名	住 所	電 話	定員
グッドタイムホーム・宮島	廿日市市阿品四丁目51-26	(0829)36-1660	83
望海(のぞみ)の里	廿日市市宮島口東二丁目13-15	(0829)56-4580	48
カーサ ミア(※)	廿日市市陽光台三丁目1-3	(0829)37-1133	29
スーパ宮島	廿日市市宮島口東一丁目3-12	(0829)30-8115	44

※カーサ ミアは地域密着型サービス施設のため、廿日市市にお住まいの人のみ入居可能です。

＜相談・申込先＞ 直接、各施設へ申し込んでください。

● サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安全に安定して居住するための賃貸住宅です。

＜廿日市市内のサービス付き高齢者向け住宅＞

施設名	住 所	電話	戸数
サービス付高齢者専用住宅 光風舎	廿日市市串戸四丁目2-16-1	(0829)30-6006	16
サービス付高齢者専用住宅 光風舎 新館	廿日市市串戸五丁目11-14	(0829)32-0266	41
メゾン・ド・エンタ 廿日市	廿日市市城内二丁目7-2	(0829)34-1250	34
双樹の里きらり	廿日市市新宮二丁目1-15	(0829)31-0123	22
サービス付高齢者住宅いつくしま	廿日市市大野299-1	(0829)50-2250	45
ヴィラひまわり	廿日市市宮内宇佐原田4211-1	(0829)30-6073	30
ヴィラひまわり廿日市駅前	廿日市市平良山手11-47	(0829)20-5108	32
さくらす大野	廿日市市丸石二丁目4-30	(0829)55-3811	40
ヴェリタス宮島口	廿日市市大野3406-17	(0829)50-2015	45
やすらぎの刻 大野館	廿日市市大野958-1	(0829)55-1550	38
ココファン廿日市	廿日市市地御前一丁目3-28	(0829)36-0500	71
クラシオン宮島	廿日市市深江二丁目12-31	(0829)56-1510	26

＜相談・申込先＞ 直接、施設に申し込んでください。

※広島県内の施設については、県のホームページに掲載されています。

広島県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>



認知症情報

● 認知症電話相談

認知症に関する疑問、介護の方法、本人・介護者・家族の悩みなどについての相談を電話で受け付けています。

○認知症の人と家族の会広島県支部 082-553-5353

毎週火曜日 13:00～16:30

○広島県社会福祉士会 082-569-6501

毎週木曜日 13:00～16:30

● 広島県若年性認知症サポートルーム

65歳未満で発症する若年性認知症の相談窓口です。若年性認知症の人やその家族を支援するために関係機関やサービス担当者との調整をする若年性認知症コーディネーターが対応します。

082-513-3203

月曜日～金曜日(祝日・年末年始・12時～13時を除く) 10:00～16:00

● オレンジアドバイザー

在宅の認知症高齢者を介護する家族等の認知症介護に関する相談に、オレンジ(認知症介護)アドバイザーが応じます。

＜オレンジ(認知症介護)アドバイザーがいる施設等＞

施設等機関名	住所	電話
あまのクリニック	廿日市市串戸五丁目1-37	31-5151
大野浦病院 ラ・メール大野	廿日市市丸石二丁目3-35	50-4315
介護付有料老人ホーム 望海の里	廿日市市宮島口東二丁目13-15	56-4580
介護老人保健施設 シェスタ	廿日市市阿品四丁目51-1	36-2080
介護老人保健施設 ひまわり	廿日市市宮内字佐原田4211-4	38-3111
グループホーム 宮内温泉ひまわり	廿日市市宮内字佐原田4215-1	30-6071
グループホーム あおば	廿日市市福面二丁目8-6	56-5775
さいきせせらぎ園	廿日市市津田854	72-2700
双樹クリニック	廿日市市新宮二丁目1-15	34-3555
認知症対応型共同生活介護事業所 佐方	廿日市市佐方四丁目9-13	30-9077
小規模多機能ホーム 宮内温泉湯治の館 ひまわり	廿日市市宮内字佐原田4215-1	30-6072
デイサービスセンター 廿日市駅前ひまわり	廿日市市平良山手11-47	20-5107
特別養護老人ホーム阿品清鈴	廿日市市阿品四丁目51-32	36-2552

特別養護老人ホーム さいきせせらぎ園	廿日市市津田854	72-2700
特別養護老人ホーム 洗心園	廿日市市丸石二丁目7-47	55-0112
廿日市高齢者ケアセンター デイサービスセンター 第2 清鈴園	廿日市市阿品四丁目51-32	36-2552
ゆうわせせらぎ園	廿日市市友田280	74-4700
グループホーム ひまわり	廿日市市宮内字佐原田4207-4	38-0793
地域密着型介護老人福祉施設みやしろ	廿日市市宮島町960-2	44-1165
愛の家グループホーム廿日市地御前	廿日市市地御前四丁目20-30	36-4013
介護老人保健施設 原	廿日市市原926-1	38-3333
佐伯中央介護医療院	廿日市市津田4180	72-1100

令和8年2月10日現在

* オレンジ(認知症介護)アドバイザーとは・・・？

在宅の認知症高齢者を介護する家族等の相談に応じるため、県の認知症介護実践研修実践リーダー研修の修了者を「オレンジ(認知症介護)アドバイザー」として登録し、各地域に必要なオレンジ(認知症介護)アドバイザーを養成するとともに、身近な地域において利用できるシステムを構築しています。

● にんちしょうちいきしえんすいしんいん 認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族に対する相談支援や地域の実情に応じて医療機関、介護サービスや地域の支援機関をつなぐ連携支援を行います。各地域包括支援センターに配置しています。

<問合せ先>(P3参照)

・各地域包括支援センター

● にんちしょうしよきしゅうちゅうしえん 認知症初期集中支援チーム

認知症又はその疑いがある人やご家族を訪問し、相談に応じます。

病院受診やサービス利用、家族への支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

<問合せ先>(P3参照)

・各地域包括支援センター、廿日市野村病院チーム相談員直通 (080)1907-9395

● にんちしょう 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職が気軽に集える場です。専門職に相談できます。

○ n-cafe ひまわり

日時：毎月第1日曜日 14:00～16:00

会場：デイサービスセンターひまわり(廿日市市宮内4190-1)

デイサービスセンターひまわり ☎0829-38-2112

○ のぞみカフェ

日時：毎月第4日曜日 14：00～16：00

会場：介護付有料老人ホーム望海の里（廿日市市宮島口東二丁目13-15）

介護付有料老人ホーム望海の里 ☎0829-56-4580

○ にっこりカフェ

日時：毎月第4火曜日 13：00～16：00

会場：廿日市市役所大野支所3階（廿日市市大野一丁目1-1）

廿日市市社会福祉協議会大野事務所 ☎0829-55-3294

○ 廿日市認知症カフェ

日時：3月、6月、9月、12月のいずれかの土曜日 14：00～16：00

会場：下記へお問い合わせください。

（株）ドラッグしみず しみず薬局 ☎0829-32-4141

○ リフレッシュカフェ

日時：毎月第3木曜日 14：00～16：00

会場：友和の里 コミュニティハウス

リフレッシュクラブ事務局 ☎080-6337-9680

○ さとやまカフェ

日時：毎月第4木曜日 14：00～16：00

会場：ナガスタ（廿日市市津田4191-6）

さとやま保健室 黒木（合同会社とこらぼ）☎080-7998-9455

○ 和みカフェ

日時：不定期年4回 13：30～15：00

会場：ほっと吉和（廿日市市吉和1771-1）

地域包括支援センターさいき ☎0829-72-2828

吉和支所市民生活・福祉係 ☎0829-77-2113

○ キララカフェ

日時：毎月第3水曜日 14：00～16：00

会場：キララ薬局地御前店（廿日市市地御前1-3-28ココファン廿日市1階）

キララ薬局地御前店 ☎0829-20-3100

○ ここからカフェ

日時：毎月第2水曜日 14：00～15：30

会場：ナタリーもみじビル2階（廿日市市阿品三丁目1-6）

タウン薬局ナタリー店 ☎0829-36-6333

○ みんなのめぐみカフェ

日時：毎月第1水曜日※変更あり 14:00～16:00

会場：みんなの食堂 in 自然のめぐみキッチン（阿品台三丁目8-30）

みんなの食堂 in 自然のめぐみキッチン ☎0829-20-5819

● ^{にんちしょう}認知症サポート^{きぎょうとう}企業等

認知症のことを正しく理解し、見守りや支える活動に参加していただける身近なお店や事業所などを「廿日市市認知症サポート企業等」として登録しています。

＜問合せ先＞（P3参照）

- ・高齢介護課高齢者支援係 （P3参照）
- ・廿日市市社会福祉協議会地域福祉課 （P3参照）

● ^{ほんにん}本人ミーティング「^{かい}すずらの会」

認知症の人が集い、本人同士が主になって自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合います。

＜問合せ先＞（P3参照）

- ・地域包括支援センターはつかいち西部

● ^{にんちしょう かぞく かい ごきょうしつ}認知症家族介護教室

同じ立場の介護されているみなさんと情報交換しながら、日頃の思いを話し合います。専門職への相談もあります。

＜問合せ先＞（P3参照）

- ・地域包括支援センターはつかいち西部

● ^{にんちしょう}認知症サポーターより^{しえんじぎょう}そい支援事業

やすらぎ支援員と同様の研修をうけた「認知症サポーターよりそい支援員」が居宅を訪問し、認知症の高齢者の見守りや話し相手をします。

＜対象者＞

廿日市市に住所のある65才以上の認知症高齢者および65才未満で若年性認知症と診断された人。

＜対象地域＞

廿日市・大野・宮島地域

＜サービス内容＞

見守りや話し相手。認知症サポーターよりその支援員2人で訪問します。

月曜から土曜の9時から17時までの間で、1日2時間以内で月4回まで可能。

＜利用料＞

100円／30分

＜相談・申込先＞

・高齢介護課高齢者支援係(P3参照)

・各地域包括支援センター(P3参照)

・認知症になっても安ぎのある廿日市市をつくる市民の会

(窓口：廿日市高齢者ケアセンター)(0829)36-2552

● はつかいちしな いりようきかんめいおよび 廿日市市内のオレンジドクターのいる医療機関名及び にんちしょう そうだん いりようきかんめい 認知症について相談できる医療機関名

* オレンジドクターとは・・・？

もの忘れ・認知症の相談が可能である医師として、広島県が認定した医師です。オレンジドクターのいる医療機関には、次のような認定プレートが院内などに掲示されています。もの忘れや認知症が気になったら早めに最寄りのオレンジドクターへ相談してください。



オレンジ ドクター	医療機関名	住所	電話番号
○	田口脳心臓血管クリニック	廿日市市阿品三丁目2-18	30-7788
○	平田内科小児科医院	廿日市市阿品台四丁目1-26	39-1155
○	きむら内科小児科医院	廿日市市阿品台四丁目17-31	39-2238
○	田辺医院	廿日市市駅前11-3	32-1135
○	杉原外科医院	廿日市市大野一丁目7-7	55-0534
○	大野東クリニック	廿日市市大野下更地1809-9	56-1121
○	あまのクリニック	廿日市市串戸五丁目1-37	31-5151
○	斉藤脳外科クリニック	廿日市市串戸二丁目17-5	20-1212
○	八幡クリニック	廿日市市串戸四丁目13-24	32-8118
○	はつかいち乳腺クリニック	廿日市市串戸四丁目14-14	34-1001
○	四季が丘クリニック	廿日市市四季が丘5-13-7	39-5005
○	内藤内科医院	廿日市市佐方四丁目8-31	32-8626
○	明石内科クリニック	廿日市市山陽園8-19	32-1911
○	えだひろ内科成人病クリニック	廿日市市下平良一丁目3-36有信ビル3F 302	31-1700
○	双樹クリニック	廿日市市新宮二丁目1-15	34-3555

○	JA広島総合病院	廿日市市地御前一丁目3-3	36-3111
○	じごぜんクリニック	廿日市市地御前三丁目16-20	20-3355
○	勝谷・小笠原クリニック	廿日市市地御前二丁目10-22	36-0262
○	佐伯中央病院	廿日市市津田4180	72-1100
○	村上内科医院	廿日市市阿品台一丁目12-28	39-1666
○	中尾医院	廿日市市天神2-17	32-2255
○	友和病院	廿日市市峠字下ヶ原500	74-0688
○	勝谷医院	廿日市市本町7-39	31-0350
○	石田眼科医院	廿日市市住吉一丁目4-15	31-0850
○	大野浦病院	廿日市市丸石二丁目3-35	54-2426
○	宮内総合クリニック	廿日市市宮内1072-1	37-1188
○	亀田医院	廿日市市宮内1509	39-2351
○	廿日市野村病院	廿日市市宮内字佐原田4209-2	38-2111
○	半明内科クリニック	廿日市市宮内四丁目10-23	39-0111
○	永井内科胃腸科医院	廿日市市宮島口一丁目4-1	56-0023
○	アマノ病院	廿日市市串戸五丁目1-35	30-0100
○	山根クリニック	廿日市市宮内三丁目10-15	38-5177
○	廿日市市吉和診療所	廿日市市吉和1771	77-2780
○	介護老人保健施設 シエスタ	廿日市市阿品四丁目51-1	36-2080
○	老人保健施設 ベにまんさくの里	廿日市市大野1320	50-0031

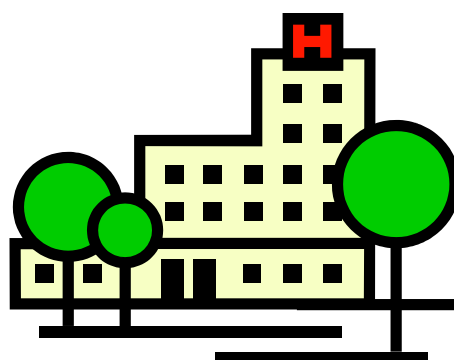
令和8年4月9日現在

● ひろしまけんせいぶにんちしょうしつかんいりょう 広島県西部認知症疾患医療センター

- 専門医療相談・鑑別診断
- 急性期医療の紹介
- 認知症に関する情報提供
- 地域連携の強化 等

広島県大竹市玖波五丁目2-1

メープルヒル病院 1階:地域連携室内 (0827)57-7461



予防接種情報

● ていきよぼうせっしゅ 定期予防接種

高齢者肺炎球菌定期予防接種

肺炎は季節を問わずかかるもので、肺炎によって亡くなる方の95%以上が高齢者です。

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待できます。

<接種期間>

通年

※対象者は65歳に至った日から66歳の誕生日前日まで接種可能です。

<対象者>

- ①廿日市市に住民票がある人
- ②過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない人
- ③自らの意思でワクチン接種を希望する人
- ④接種日に年齢が65歳の人（対象者には随時、接種券を送付します）

※60歳～65歳未満で①及び②に該当し、心臓・じん臓・呼吸器に重い障がいのある人、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人も対象です（※に該当する人で、身体障がい者手帳1級相当をお持ちの人は接種医療機関へ提示してください）

<自己負担金>

7,800円（1回限り）

※事前に医療機関に接種の予約をしてください。

※定期接種の機会は1人1回のみです。

高齢者带状疱疹定期予防接種

带状疱疹は、生涯で約3人に1人がかかると言われています。带状疱疹予防接種をすることで带状疱疹の発病や重症化を防ぎます。

<接種期間>

令和8年4月1日～令和9年3月31日

<対象者>

廿日市市に住民票または外国人登録法上の居住地があり、令和8年度中に次の1～3のいずれかに該当する人

- 1. 定期接種対象者：65歳になる人
- 2. 定期接種対象者：満60歳～64歳の人で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人（身体障がい者手帳1級相当）
- 3. 令和7年度から令和11年度までの経過措置対象者：当該年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

<自己負担金>

ワクチンの種類	生ワクチン	組換えワクチン
接種回数	1回	2回
自己負担額	2,600円	6,600円/回 (2回で13,200円)

※事前に医療機関に接種の予約をしてください。

※接種期間以外で接種した場合は、全額自己負担となり、費用助成の対象になりません。

※組換えワクチンは2ヶ月以上の間隔を置いて年度内に2回目の接種を終えてください。

※組換えワクチンを接種する場合は、できるだけ同じ医療機関で接種してください。

※今年度対象者は次年度以降対象になりません。

※今年度対象者で接種を希望される人は必ず令和9年3月31日までに接種しましょう。

高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナウイルス定期予防接種

<接種期間>

10月～翌年1月末まで（詳細は広報はつかいち、市ホームページでご確認ください）

<対象者>

①廿日市市に住民票がある人

②65歳以上の人

※60歳～65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器に重い障がいのある人、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人も対象です（※に該当する人で、身体障がい者手帳1級をお持ちの人は接種医療機関へ提示してください）

<自己負担金>

高齢者インフルエンザ定期接種

令和8年度に限り、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策支援事業により、無料で接種していただけます。

高齢者新型コロナウイルス定期接種

広報はつかいち等でお知らせします。

※事前に医療機関に接種の予約をしてください。

高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナウイルス・高齢者帯状疱疹定期予防接種を受ける人で、事前申請が必要な人

①生活保護世帯の人・市民税非課税世帯の人

事前に本人確認書類をもって、健康推進課・各支所の窓口で申請すると、自己負担額が免除（無料）になります。

※接種を受ける人と世帯が異なる人が代理で申請する場合は、申請書の委任事項欄に委任者（接種を受ける人）の認印（シャチハタ不可）が必要です。

※高齢者インフルエンザについては、令和８年度に限り対象者全員が無料で接種いただけますので、事前の申請は不要です。

②廿日市市以外の医療機関で予防接種を希望する人

事前に健康推進課・各支所の窓口で申請して、広域予防接種券を受け取ってください。

※高齢者インフルエンザについても、廿日市市以外の医療機関で予防接種を希望する場合は広域予防接種券が必要です。

＜申請窓口・問合せ先＞

・廿日市市健康推進課又は各支所（P 3 参照）

その他の高齢者向け情報

こうれいしゃうんてんめんきょじしゅへんのうしえんせいど

● 高齢者運転免許自主返納支援制度

高齢者の運転事故防止を目的に、運転免許証を返納した65歳以上の廿日市市民を支援します。

<対象者> ※下記いずれにも該当する方

- ・廿日市市に住民票がある65歳以上の人
- ・警察または運転免許センターに運転免許を自主返納してから24ヶ月以内の人

<支援内容>

以下の①から④の中から一つ選択できます。

- ①市自主運行バスの無料利用者証(有効期限:交付日から2年間有効)
- ②交通系ICカード「モビリーデイズ」1万円(有効期限なし)
- ③交通系ICカード「イコカ」1万円相当(有効期限なし)
- ④タクシー利用助成券1万円(有効期限:申請年度末まで)

※ 本支援は、1回限りです。

<申請方法>

警察署・運転免許センターで発行される「申請による運転免許の取消通知書」の写しを、本人または代理人が人権・市民生活課または各支所地域づくり係まで持参してください。

※代理の場合、代理人の本人確認ができるものと申請者ご本人の印鑑を持参してください。

<申請窓口・問合せ先>

- ・廿日市市役所 人権・市民生活課市民生活係または各支所(P3参照)

めいわくでんわぼうしきのうつきでんわきとうこうにゆうほじょじぎょう

● 迷惑電話防止機能付電話機等購入補助事業

高齢者の特殊詐欺被害や悪質な電話勧誘等による消費者被害防止を目的に、「迷惑電話を防止する機能」がある電話機等の購入費用の一部を補助します。

<対象者> ※下記いずれにも該当する方

- ①本市に住所を有し、かつ、居住していること
- ②満65歳以上の方のみで構成される世帯に属すること
- ③市税(延滞金を含む)の滞納をしていないこと
- ④廿日市市内の店舗事業者から機器を購入すること
- ⑤電話機等を購入してから一年以内であること

<対象機器>

次のいずれかの機能を持つ固定電話又は固定電話に接続する機器であり、申請者の居住地に設置するもの

- ①通話の内容を録音し、かつ、着信の相手に録音する旨の応答を自動的に行う機能

- ②事前に登録している電話番号以外からの着信に注意を促す機能
- ③迷惑電話の可能性のある相手からの着信を拒否する機能

<補助内容>

機器の購入費用の1/2(上限1万円)

※100円未満切り捨て。

※クーポンまたはポイント等を使用した場合は、その金額を購入費から除く

<申請方法>

迷惑電話防止機能付電話機等を購入したあとに、交付申請書(様式第1号)を人権・市民生活課または各支所地域づくり係まで持参してください。

※事前に補助金対象機器かどうかご確認ください。

※併せて領収書、電話機等の機能が分かるカタログ、口座振替依頼書 を提出してください。

<申請窓口・問合せ先>・廿日市市役所 人権・市民生活課市民生活係または各支所(P3参照)

● ふれあい^{しゅうしゅう}収集

ごみ出しを行うことが困難な高齢者や障がいのある人で、親族や地域の協力を得ることができない場合、自宅の玄関までごみの収集に伺います。ご希望に応じて、ごみが出ていない場合に、声かけによる安否確認を行います。応答がなければ事前に登録した緊急連絡先に連絡します。

<対象>

同一敷地内で生活している全員が次に掲げる要件のいずれかに該当する世帯

要 件		
① 要介護、要支援または介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者として認定を受けており、ケアプラン(介護(予防)サービス計画書)でふれあい収集の利用が計画されている方		
② 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	視覚障害(障害等級)	1、2級
	内部障害(障害等級)	1、2、3級
	肢体不自由(障害等級)	1、2、3級
③ 療育手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級	㊤、A
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級	1、2級
⑤ ①から④に掲げるもののほか、特別な事情により市長が必要と認める方		

<収集方法など>

- ・燃やせるごみ、資源ごみ、埋立ごみ、小型および複雑ごみ、有害ごみを、毎週1回、決まった曜日に自宅へ回収に伺います。
- ・収集は無料です。
- ・正しく分別されていないものや指定袋が間違っている場合は回収できません。

- ・ 大型ごみおよび引越しごみや片付けごみなどの一時多量ごみは回収できません。
- ・ 収集曜日の指定や希望はできません。

＜申請方法＞

「必要書類の写し」のいずれか(※)を添付して申請書を提出してください。

(※介護保険被保険者証及びケアプラン、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

＜申請窓口・問合せ先＞

廿日市市役所 循環型社会推進課 資源循環推進係(P3参照)

● はつかいちつながるネット（はつネット）

「はつかいちつながるネット（はつネット）」は、廿日市市在住の方が、知りたい市内の福祉資源を簡単に、素早く検索し、皆がつながることを目的としたサイトです。

このサイトでは、高齢者向けサービスをはじめとする福祉に関わる情報を、地域・名称などから検索することができます。

はつネットはこちらから →



＜問合せ先＞

- ・ 地域共生社会推進室（P3参照）